

熱海市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領

平成29年3月22日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第3号に規定する市町村が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号支給費割合」という。）を定めるものとする。

(第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額)

第2条 第1号訪問事業（熱海市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要領（平成29年3月22日制定）第2条第2号に規定する総合事業訪問型サービス（以下単に「総合事業訪問型サービス」という。）に係るものに限る。）に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に第4条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。

(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)

第3条 第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に次条に規定するサービス区分の1単位の単価を乗じて得た額とする。

(1単位の単価)

第4条 前2条に定めるサービス区分の1単位の単価は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 総合事業訪問型サービス 10円
- (2) 介護予防ケアマネジメントA1 10円
- (3) 介護予防ケアマネジメントA2 10円
- (4) 介護予防ケアマネジメントB 10円

(端数処理)

第5条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

(第1号事業費支給割合)

第6条 第1号事業費支給割合は、それぞれ次に掲げる割合とする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第1項の規定により算定した合計所得金額が同条第2項に規定する額以上である者に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第1号訪問事業支給費単位表

1 総合事業訪問型サービス事業費（1回につき） 233単位

注1 利用者に対して、生活援助のみを提供する場合について適用し、指定事業所の訪問従事者が総合事業訪問型サービスを行った場合に算定する。

注2 要支援1に該当する利用者にあつては、週2回までの利用を限度とする。

注3 要支援2に該当する利用者にあつては、週3回までの利用を限度とする。

注4 要支援1又は要支援2のいずれにも該当しない利用者にあつては、週2回までの利用を限度とする。

別表第2（第3条関係）

第1号介護予防支援事業支給費単位表

1 介護予防ケアマネジメントA1（原則的なケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントA1費（1月につき） 430単位

注 介護予防ケアマネジメントA1費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA1支援を行い、かつ、月の末日において所定の文書を提出している地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアマネジメントA1計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメントA1支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

2 介護予防ケアマネジメントA2（原則的なケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントA2費（1月につき） 400単位

注 介護予防ケアマネジメントA2費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントA2支援を行い、かつ、月の末日において所定の文書を提出している地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアマネジメントA2計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメントA2支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

3 介護予防ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント）

(1) 介護予防ケアマネジメントB費（1月につき） 301単位

注 介護予防ケアマネジメントB費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントB支援を行い、かつ、月の末日において所定の文書を提出している地域包括支援センターについて、所定単位数を算定する。

(2) 初回加算 300単位

注 地域包括支援センターにおいて、新規に介護予防ケアマネジメントB計画を作成する利用者に対し、介護予防ケアマネジメントB支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。